離婚と子ども

～　夫婦の別居や離婚から、親子の絆が

適切に守られるために　～

我が子に会いたい親の会

■　　はじめに

各種資料から推定すると（厚生労働省「離婚に関する統計」等参照）、今、日本では、親の離婚を契機に、年間約17万5千組もの未成年者と別居する親とが生き別れ状態になっています。

ちなみに年間の不登校児童生徒数が13万人程ですから、離婚による親子の引き離し問題の当事者がいかに多いかがわかります。

これは重大な社会問題ではないでしょうか。

しかしながら、日本は、離婚後の親子の引き離し問題に対して、あまりにも冷たい国と言っていいでしょう。

今、日本は先進国で唯一、離婚後の共同親権制度を採らない国であり、離婚後の非監護親と子どもとの面会交流は、平成23年5月に民法に明文化されたものの、社会的支援は未だ皆無の状況が続いています。

よって、別居時や離婚後における離れた親子の面会交流も実際にはままならないという現実があります。

そのためか、少子化の影響もあり、離婚時の夫婦間による子どもの奪い合い紛争が未だ後を絶ちません。

中には、DV法を悪用して子どもの親権を取ろうとする深刻なケースも見られます。

つまり、引き離された親子が今直面している、「我が子に会えない！」「パパに会えない！」という問題は、単に個別の親子問題という枠を超え、既に社会問題でもあり、その解決には多くの人々の理解と協力が必要なのだと思います。

現在、国際社会において、親子の引き離し行為は、重大な児童虐待であり、別居親に対する人権蹂躙です。すなわち、親子の引き離し行為は、人間の尊厳を犯す重大な犯罪なのです。

まずは当事者（親および子ども）やその親族、支援者等が知恵と勇気を振り絞り、少しずつでも状況の改善を目指しませんか。

■　　目的

当会は、児童の権利条約を尊重し、正当な理由無く引き離された親子が、適切な形で再会しその後も豊かな交流を持ち続けられるよう、相互支援や啓蒙活動等を行なう。

また、こうした親子の引き離し問題に関する社会的認知を広め、原因の究明、再発の防止等に努力する。

■ 離婚と子ども問題の当事者が回復し成長するための7つのステップ （自助グループ用）

① 私たちは、離婚と子どもの問題に直面し、その衝撃の大きさに日々の生活すらままならなくなったことを認めた。
② 今までの生き方を支えてきた価値観を見つめ直し、他人の評価を恐れることなく、あるがままの自分の心と身体を受け容れようと決心した。
③ あるがままの自分を発見するために今までの生き方を点検し、両親との関係から始まる人間関係についても点検をおこなった。
④ そうした点検の結果を、先を行く仲間たちに見せて語りあい、真の自己の発見につとめた。
⑤ 自分の生き方の振り返りを続け、新たに気づいた無理な生き方は勇気をもって変えることを心がけた。
⑥ 自分の命の自然な流れとその意味を実感するようになり、その流れに漂うことの落ちつきを楽しむようになった。
⑦ これら自分の経てきた成長のステップを、まだ離婚と子どもの問題に苦しむ人々に、正確に伝えた。

■ 解決に向けた取り組みのヒント

① 子どもの最善の利益に焦点を合わせる
② 引き離しを憎んで、人を憎まず（協力する）
③ 相手のストーリーを知り、尊重する。良いところ、共感できそうな部分を見つける
④ 細部まで調査すること（政治や司法の状況などのマクロ状況も含め）
⑤ 具体的客観的尺度で評価すること
⑥ うまくいっている要素（例外）への注目
⑦ わかりやすい（具体的）コミュニケーションをする
⑧ 小さな変化に焦点を合わせる
⑨ ウイン・ウイン（勝ち勝ち）なゴールの共有を図る （親子のゴール、社会的ゴール『サバイバーズ・ミッション』）
⑩ 上記の再点検と実行を繰り返す

■ 3つの原則

① 優先されなければならないのは、全体の福利である。個人の回復・成長は、引き離された親子たちの一体性にかかっている（全体性）。
② 私たちのグループの目的のための最高の権威はただ一つ、親子の絆を守ろうとする私たちの自然な思いである（精神性）。
③ わが子の会メンバーになるために必要なことは、親子の引離し問題が私達にとって看過できない問題であると認めることである（直面化）。

■ 終わりに

日本も批准している児童の権利条約には、子どもの養育および発達について、実親が共同して第一義的な責任を有する旨が明記されています（第 18 条）。この規定の下、世界各国は離婚後の実親による共同養育制度を整備しました。

現在、日本は強まる国際圧力によって、国際離婚における実親間の子どもの奪い合い紛争に対応するための国際条約（ハーグ条約）を批准するに至りました。

また、国内民法においても、子どもの最善の利益の観点から、離婚後の面会交流及び養育費について明文化されました（766 条）。

国際標準である離婚後の共同養育の法制化実現まで、あと一歩です。

我が子に会いたい親の会
【本部】〒257-0028 神奈川県秦野市東田原200－211 T/F 0463-67-6297
【東北】〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字菅刈山15－19 Tel 022-395-6559 / Fax 022-399-4009
【関西】〒654-0014 神戸市須磨区若木町2-10-7-201
＊ 全国共用メール wagakonokai@freeml.com